

の印影と、本件建物売買契約の委任状中の上告人の印影とが同一であることは、両書証を対比すれば明白であるから、委任状の印影は上告人の印章によって顕出されたものと認められ、したがって、反証のない限り、委任状の印影は、上告人の意思に基づいて顕出されたものと推定される。原審は右推定に反する上告人本人の供述は措信しないのであるから、委任状は真正に成立したものと推定されるべきであり、原判断は正当。

(イ) 一段目の推定（「本人又は代理人の印章による印影」→「押印の真正の推定」）の法的性質と推定が破れる場合

a 上記の推定（押印の真正の推定）の法的性質は、前記のような経験則に基づく事実上の推定であって、立証責任を転換するものではない。

b したがって、印章が本人等の意思に基づいて顕出されたものであることの立証責任は、あくまでも文書の成立の真正を主張する側にあり、相手方は、推定事実の反対事実を立証するのみならず、前提事実を真偽不明とするか、経験則の適用を否定すべき特段の事情を主張立証すれば、上記推定を破ることができることになる（詳細は後記6参照）。

6 文書の成立の真正の認定（その2）～反証等

(1) 全体像

ア 上記の各推定、すなわち二段の推定における一段目の推定（判例法理による押印の真正の推定）及び二段目の推定（推定規定による文書の成立の真正の推定）は、二段目の推定も事実上の推定であると考え（法定証拠法則説）以上、いずれも事実上の推定であることになり、推定事実の立証責任は、あくまで文書の成立の真正を主張する側にある。

したがって、これを争う相手方の試みるべき立証は以下のように整

理することができる^{*86}。

＜一段目の推定についての反証等＞

(a) 前提事実に対する反証

「本人の印章」であることや、「印影の同一」（本人の印章による印影であること）を真偽不明にする。

(b) 推定を破る事情の立証（注：立証の程度については後記イを参照）
典型的なものとして挙げられるのは次のとおり。

① 印章の紛失、盗難、盗用^{*87}

② 他人に預託していた印章の冒用^{*88}

③ 文書が作成されていること自体が不自然であること

(c) 推定事実の反対事実（不存在）の立証

（注：立証の程度については後記イを参照）

署名・押印が本人等の意思に基づくものでないことを立証する。

＜二段目の推定についての反証等＞

(a) 前提事実に対する反証

「本人等がその意思に基づいて署名・押印したこと」を真偽不明にする。具体的には、上記一段目の推定についての反

*86 信濃「印影と推定」13頁は、二段の推定に係る反証等の構造について、分かりやすく図示している。

*87 なお印章の紛失や盗難の事実とは、通常、推定を破る事情として説明されるが、紛失や盗難後既に長期間が経過しているような場合には、そもそも「本人の印章」とも言えない場合もあり得るであろう。本推定の基礎となる経験則に照らしてみれば、ここにいう「本人の印章」とは、「本人が自己を表すものとして使用している印章」というべきであるからである。そのような意味では、印章の紛失・盗難の事実は、前提事実に対する反証ともなり得るということができる。

*88 ただし、受託者が委託の趣旨に反して使用した場合、保管者が濫用した場合等。注87と同様の問題があり得る。

証等として記載した(a)ないし(c)はすべてこれに該当すると言
ってよい。

また、一段目の推定に関する(a)ないし(c)とは重ならないも
のとしては、本人等名義の署名がある場合に、その署名が自
署であることを真偽不明にすることが挙げられるであろう。

(b) 推定を破る事情の立証(注：立証の程度については後記イを参照)

署名や押印自体は、本人等の意思に基づいてされたものの、
その後生じた事情のために、文書全体が本人等の意思に基
づいて作成されたとの推定が働かなくなる場合である。典型
的なものとして挙げられる「事情」は次のとおりである。

① 本人等が署名・押印していた白紙を他人が悪用して勝
手に文書を完成させたこと

② 文書作成後の変造・改ざん

(c) 推定事実の反対事実(不存在)の立証

(注：立証の程度については後記イを参照)

文書が本人等の意思に基づいて作成されたものではないこ
とを立証する^{*89}。

イ 上記の立証の程度については、各推定の前提事実に対する反証が、
前提事実を真偽不明にすれば足りる(反証の程度で足りる)ことは当
然であるとして、推定を破る事情については、いろいろな考え方があ
る。

二段目の推定(推定規定による推定)について法律上の推定と解す
る立場では、推定事実についての反対立証を要することになるから、
上記推定を破る事情に該当する事実については、本証を要することは

*89 前記の法律上の(事実)推定説によれば、前提事実が認められれば、常にこの反
対事実の立証が必要であることになる。

当然であるが^{*90}、事実上の推定とする立場からも、推定を破る事情
の立証を間接反証と位置付け、該当事実について本証を要するとする
考え方もある^{*91}。しかし、上記アをみても明らかとおおり、推定を
破る事情として主張される事実の多くは、実質的には推定事実の反対
事実と紙一重の内容と言ってもよい。したがって、このような考え方を
徹底していくと、結局は、推定事実に対する反対立証を要するとし
る法律上の推定説をとると、実際には大差ないことになりかねない。
議論の余地はあるものの、法定証拠法則説の立場からは、端的に、推
定事実について合理的に疑いを生じさせる程度の立証があれば、推定

*90 坂原「検真と推定(三)」69頁以下は、民訴法228条の推定を法律上の推定と解す
る説に立って、第三者による記載を窺わせる事実を、推定事実の不存在の立証と位
置付け、本証の程度の立証が必要と説いている。

*91 森「推定と動揺」27頁ほか。信濃「印影と推定」13頁は、署名捺印ある白紙の悪
用や改ざんの事実、「捺印の真正→文書の成立」の推定に対する間接反証になる
とし、これについては本証としての証明を要するとしている。また、加藤「文書成
立の真正の認定」592頁においても「相手方は、前提事実に対する反証により、そ
れを真偽不明とし、又は前提事実の後に特段の事情が存在すること(例えば、文書
作成後の変造等)を証明すれば経験則が働き得ないから、推定されないか又は推定
は覆る。」とする。から、特段の事情については本証の程度を要すると説明されて
いる。

また、河野「文書の真否」219頁は、署名・捺印後に加除訂正がされた事実は、
これを主張する者に立証責任があるとする。

は破られると考えるのが相当というべきであろう^{*92}。

また、二段の推定の構造からして、二段目の推定のみならず、一段目の推定に関しても、同様の考え方が当てはまるとするのが相当であろう。

ウ また、上記アからも明らかなとおり、一段目、二段目の各推定に関する反証等は、実質的に重なり合う部分が多い上、実際の訴訟で二段の推定が問題となる場合には、相手方からは、それぞれの段階に従った反証がされるのではなく、本人の印章による印影から文書の真正を推定するについて不合理はないかということで、いわば一括して行われると言ってよい^{*93}。

このような観点から、ここでは、以下、上記の各(a)、(b)をまとめて順次検討していくこととする。

(2) 「本人の印章による印影」(一段目の推定の前提事実)に対する反証

「本人の印章」であることや、「印影の同一」(本人の印章による印影であること)を真偽不明にすることである。

ア 「本人の印章」であることについての反証

具体的には、他人の印章であることや、印章が二人以上の者の共有ないし共用に属すること(名義人専用の印章とは言えないこと)を主

*92 田中豊「事実認定 第5回」45頁は、「第一段の推定を動揺させるに足りる反証の内容と程度」について、事実上の推定を動揺させるに足りる反証を提出すればよく、例えば、保管者が印章を冒用したことを相手方において証明しなければならないのではなく、本人が、例えば年間を通じて出稼ぎに出て印章の保管場所である自宅を留守にしているのが常態であったことが証明されれば、上記推定は動揺すると考えて良い(文書の作成時点で本人が在宅していたことや、保管者に使用を指示したこと等が証明されて初めて経験則が働く状態に戻る)としている。本文と同様の趣旨と考えてよいであろう。

*93 坂原「検真と推定(二)」95頁

張立証することとなる^{*94}。

二段の推定の根拠は、上記のとおり、本人の印章を他人が勝手に使用することは、通常はあり得ないという日常生活上の経験則に基づくものであるから、それが実印であると、認印であるとは問わないが^{*95}、少なくとも、専ら本人のみがそれを使用することが前提とされていることになる。すなわち、専ら本人だけが使用する前提で当該印章が作成、保管されている場合にのみ上記の経験則が働くのであって、これが二人以上の共有又は共用である場合にはかかる経験則は当てはまらず、したがって、二段の推定は働かないことになるのである^{*96}。

この点については、文書の成立を争う側において、印章の共有又は共用の事実を主張立証(反証)すべきであるとする見解^{*97}と、推定の前提として、挙証者において、当該印章が本人の専用に属すること

*94 加藤「文書成立の真正の認定」593頁、河野「文書の真否」219頁、森「推定と動揺」30頁。

*95 三文判(認印)であっても二段の推定は働くが、その蓋然性は実印の場合より低いものと評価される(加藤「文書成立の真正の認定」599頁)。すなわち、印鑑登録のされている実印は、一般的に他の印章と比べ、より慎重に保管されていると言えるから、印影が、印鑑登録のされている印鑑によって顕出されている場合には、他の印章によって顕出されている場合に比べ、押印の成立の真正についての推定は強いと言えることとされている(後藤(正)347頁)。

*96 ただし、この場合でも、挙証者は、さらに直接押印の真正(本人の意思に基づいて印章が押捺されていること)を主張立証して、文書の形式的証拠力の推定を得ることができることはもちろんである。

*97 河野「文書の真否」218頁、滝澤「立証責任」334頁、森「推定と動揺」30頁、坂原「検真と推定(三)」525頁。印章の保管は相手方内部の問題であること等に鑑み、印章が名義人の専用であることを挙証者が立証しなければならないとすると、挙証者に過重な負担を負わせることになるとする。

を主張立証しなければならない（この場合、他者との共有又は共用に係る主張は、相手方による積極否認ということになる。）とする見解^{*98}とがある^{*99}。

- 他の者と共有・共用している三文判による印影について、二段の推定における印章は、実印である必要はないが、当該名義人のものであることを要するとして、押印の真正の推定を否定した事例
最判昭和50・6・12集民115号95頁

【事案の概要】

X（原告、上告人）が、Y（被告、被上告人、国）に対し、所得税の修正申告書が上告人の意思に基づいて作成されたものではない偽造文書であるとして、その旨の確認を求めた事案。

原審は、名下の印影は、Xの印類により顕出されたものであることが認められるから、反証のない限り、同申告書は真正に成立したものと推認される、押印された印章は、Xの家庭で用いるい

*98 信濃「印影と推定」15頁。印影成立の推定の基礎が本文記載のような経験則にあることからすれば、本人以外の者が共有又は共用していた疑いを払拭しきれない印章についてまでこのような推定を働かせることには疑問が残るとする。ここで紹介する最判昭和50・6・12も判示の仕方自体は、この考え方に近いように見える。

*99 いずれにせよ、実務的には、これを争う側が積極的にこの点について争わない限りは、挙証者において常にこの点について主張立証しなければならないものではない。そして、文書の作成者は、当該文書が重要なものであればあるほど、自らを表示するものとして本人専用の印章を押捺することが通常であろうから、その成立を争う者から、これを疑わしめる何らかの根拠が示されない限りは、当該印章は本人専用のものと推定されると考えてよいであろう。上記のような事情の一つとしては、当該印章の種類も挙げられる。この点については、前注95も参照されたい。当該印章が実印であれば、これを他の者と共有・共用することは通常考え難いことになるし、認印であれば、共有・共用の可能性も高くなると言えるであろう。

わゆる三文判で、特にXのものと限ったものでないことが窺えるが、X名義に使用する以上は、X名義の印章というに妨げない（他に登録された実印があるからといってXの印章と言い得ないものではない。）から、申告書の成立の推定を妨げないとした。

【裁判所の判断】

私文書の作成名義人の印影が当該名義人の印章によって顕出されたものであるときは、反証のない限り、右印影は名義人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定されるところ、右にいう当該名義人の印章とは、印鑑登録をされている実印のみを指すものではないが、当該名義人の印章であることを要し、名義人が他の者と共有、共用している印章はこれに含まれないと解するのを相当とする。

「本件修正申告書の上告人名下の印影を顕出した印章は、Xら親子の家庭で用いられている通常のいわゆる三文判であり、Xのものと限ったものでない」というのであるから、この印章を本件申告書の名義人であるXの印章ということはできないのであって、その印影がXの意思に基づいて顕出されたものとたやすく推定することは許されない^{*100}。

イ 印影の同一（本人の印章による印影）についての反証

第三者が名義人の印章（実印）と印影が全く同一の別の印章を入手してこれを押捺した蓋然性が否定できないこと、文書の内容や作成の経緯に不自然な点があることから、印影の同一が否定される場合があ

*100 ただし、結論的には、原審認定の事実によれば、本件申告書は、上告人から権限を与えられた同人の母が上告人のために作成したことが明らかであり、本件申告書を上告人の意思に基づく真正な文書と認めた認定判断は、正当として是認することができるとした。

る^{*101}。

- 抵当権設定契約書、委任状に押捺されている印影が本人の実印であることを疑うに足りる客観的事情があるにもかかわらず、同印影が印鑑証明書の印影と同一であるとの鑑定結果に基づき、上記契約書等が真正に成立し、右抵当権が本人の意思に基づき適法に設定されたと認定したことが違法とされた事例

最判昭和62・12・11判時1296号16頁^{*102}

【事案の概要】

X（原告、上告人）が、Y（被告、被上告人）に対し、本件不動産に經由されているYの抵当権設定登記等は、Xに無断でされたもので無効であるとして、各抹消登記手続を求めた事案。

Yは、Xの夫Aに800万円を貸し付け、これを担保するため本件抵当権設定契約等を締結したが、右契約締結に先立ち、Xは、自己の実印をAに交付して、Aに対し、本件抵当権設定契約等を締結するにつき、代理人を選任することを委任し、これに基づいてAが選任した代理人によって本件抵当権設定契約等が締結されたから、右抵当権設定契約等は有効である旨主張した。

原審は、X名義の本件抵当権設定金銭消費貸借契約書等のX名下の印影は、Xの実印の印影と同一であるとの鑑定結果に基づき、上記契約書等の作成に用いられたのは、Xの実印であるとして、各契約書の成立を認め（同実印は、上記文書作成のために、当時大阪に在住のXから山形県天童市に在住のY宛て送付されたものであるなどとした。）、Xの請求を棄却した。

【裁判所の判断】

*101 この場合、前記アとは異なり、実質的な審理内容は、むしろ後記の推定を破る事情の審理判断と類似するといつてよいであろう。

*102 後藤（統）98頁

1 (1)Xの1審における供述によれば、Xの実印は、文房具店で300円ないし500円程度で買い求めたものであって、合成樹脂製と思われる三文判を印鑑登録したものであり、当時、Xの姓が「甲野（仮名）」というありふれた姓であることを考慮すると、大量に市販されている同一型の印類を、X以外の者が入手することはさほど困難ではないこと、(2)Xは、Aと結婚したが、その後Aと同居することを嫌って家出し、その際実印は携行したが、印鑑手帳（印鑑登録証）はAと同居していた家に置き忘れたというのであるところ、当該家が存する天童市における印鑑証明書は、上記印鑑手帳を持参するのみで印鑑証明書の交付が受けられる間接証明方式であるから、AがXの印鑑証明書の交付を受けること自体は、容易であり、その際に、Xの実印を持参する必要はなかったこと、(3)したがって、AがXの印鑑証明書に顕出されていたXの実印と同一型の三文判を入手して、これを用いて本件契約書や委任状に押捺されているような印類による押捺状態を作出することはさほど困難ではないとみることもでき、経験則上、その蓋然性を否定することはできない。

2 (1)本件不動産は、XがAと結婚する前に、Bから譲り受けたXの特有財産であるところ、1審におけるXの供述によれば、本件不動産の前の所有者であるBは、Xの姉の夫であり、同人が刑事事件を起こして服役したために、姉の勧めで、Xが本件不動産を買い受けることとして、その旨の所有権移転登記をしたものであるが、その売買代金は支払っていないこと、(2)本件不動産には、上記買受け後、Xが姉とともに居住していたが、Xの結婚に伴い、同人の妹夫婦が入居し、現に同夫婦が姉と同居していること、(3)XとAは、結婚後、天童市内で同居していたが、Aが職に就かないため、Xの水商売による収入で生計を維持してきたところ、Aが借金を重ねるばかりか、無免許運転の罪で実刑判決を受けて服

役するに至ったところから、Xは、Aに愛想をつかして単身家出をし、大阪に赴いたというのであり、このようなXが、自己の特有財産であり、しかも上記のような特殊事情で譲り受け、現に姉や妹一家が居住している本件不動産を、Aの借金のために担保に供することに同意したというのは、極めて不合理かつ不自然であり、そのように認定するには、これを首肯するに足る特別の事情を要するというべきである。

- 3 また、担保提供に至るについては、事前に何らかの連絡協議が行われて然るべきであるが、Xの供述によれば、Xは、家出以来、Aに居場所を教えておらず、電話連絡さえしていないというのであり、記録上これに反する証拠はない。
- 4 Xが担保提供に同意しながら、Aに対して実印だけ送付して、一緒に所持していた登記済権利証を送付しなかったのはなぜか、また、Aがわざわざ氏名不詳の女性（代理人）をXと偽って司法書士事務所に同行する必要があったのかという疑問を免れない。
- 5 以上のように、本件については、印影の同一性に関する鑑定結果にもかかわらず、本件抵当権設定金銭消費貸借契約書及び委任状に押捺されたのが、Xの実印であることを疑うに足る客観的事情があり、右鑑定結果を過大に評価することはできないというべきであって、各文書に押捺されたのが、Xの実印であり、同実印がXからAに送付されたと認定するには、前記のような疑問点について合理的な説明をする必要がある。

原審が、上記鑑定結果のみに依拠して、卒然として、上記各文書の作成に用いられたのはXの実印であるとして、本件各契約がXの意思に基づいて適法に締結されたものと認めた判断には、経験則違背及び採証法則違背があり、ひいては審理不尽、理由不備の違法があるとして、原判決を破棄して原審に差し戻した。

【ポイントとなる事実】

1 印章複製（偽造）の可能性

2 （契約）内容・経緯の不自然さ（当時の状況下でそのような意思表示をするはずがない）

(3) 一段目の推定を破る事情の立証

推定を破る事情として主張される典型的なものは、次のとおりであり、以下これらについて具体的に検討する*103。

① 印章の紛失、盗難、盗用

*103 なお、反証により推定が覆される類型については、次のような分類が試みられている。また、必要とされる立証の程度については、前記6(1)参照のこと。

(1) 森「推定と動揺」33頁以下

①盗用型、②冒用型

(2) 信濃「印影と推定」15頁以下

①盗用型、②委託違背型、③保管者冒用型、④その他

(3) 滝澤「立証責任」332頁以下

①本人保管型、②第三者保管型、③所在不明型

(4) 加藤「文書成立の真正の認定」593頁以下

①印章の共有・共用ケース、②印章預託ケース、③盗用ケース、フリーライダー・ケース、④不自然ケース

(5) 坂原「検真と推定（五・完）」100頁以下（推定が破れた事案の整理として）

①他人に印章を預けた理由が合理的とされた事例、②印章の紛失が認められた事例、③印章が他人によって無断使用されることがあり得るとされた事例、④認知症が理由とされた事例、⑤私文書それ自体に疑問があった事例（書面の記載方法が本人と異なるもの、書面の記載内容が客観的事実と一致しないもの、印影の位置が異常であるもの等）、⑥印鑑証明書の日付と私文書によって主張した事実が不合理であるとされた事例、⑦他の目的で交付された印鑑証明書が添付されていた事例、⑧自ら署名捺印した証書の成立の真正が否定された事例、⑨従前に同じような例があるから、今回も文書成立の真正は認められないとされた事例、⑩従前に同じような例があるにしても、今回は前回と異なるから文書成立の真正は認められないとされた事例。

② 他人に預託していた印章の冒用

③ 文書が作成されていること自体が不自然であること

ア 印章の紛失、盗難、盗用の場合

文書の名義人の印章が、紛失、盗難、又は無断持出しにより、本人の知らないうちに使用される場合が挙げられる。

このうち、「印章が、当該文書に押捺された時点以前に、本人の下から盗取され又は本人が紛失していた事実」が認められれば、それだけで本人の印章に対する支配が失われたことを意味し、印章が本人の意思に基づかないで使用された疑いを生じさせることになる。したがって、必ずしも冒用者の特定や盗用の事実（勝手に押捺したこと）までを立証する必要はない^{*104}。上記事実は、当該文書が作成される以前に当該印章について盗難の被害届を出していたこと、（実印の場合等）紛失を理由に改印届を出していたこと等により立証することになるが、実際には、盗取や紛失の事実それ自体を立証することは極めて難しいと言わざるを得ない^{*105}。

実際の裁判においては、印章の種類（慎重に保管管理されるのが通常である実印か、単なる認印か等）、これに応じた保管状況、使用状況、盗用者（訴訟上はこれが特定して主張される場合が多い）の印章の所在についての知識、同人の印章への接近可能性、盗用者と名義人との関係等の認定に基づき、いわば「盗用の可能性」を立証するとともに、盗用者の事後の言動（盗用者の盗用を自認するような言動や、逆に本人が文書に基づく責任を自認するような言動等）や応訴態度、関係当事者の立場や利害に照らした文書の内容や作成経

*104 森「推定と動揺」33頁は、盗捺（第三者が勝手に押捺したこと）は、推定事実である「印影が作成名義人の意思に基づいている」ことの否認にほかならず、間接反証事実ではないからであると説明する。

*105 信濃「印影と推定」21頁、森「推定と動揺」33、34頁

緯の不自然さ・不合理さ、文書の外形上の不自然さ、関係者の供述の信用性（一貫性・合理性）といった事情との総合判断によって、推定が破られているものがほとんどと言ってよいであろう（実際には、むしろ上記のような事情が判断の方向を決定づけていると言っても過言ではないであろう。）^{*106}。

上記盗取又は紛失のほか「本人の知らない間に他人（冒用すべき理由のある者）が印章に接近する機会（可能性）があったこと」も推定を破る事情となり得るが^{*107}、実際の裁判において、主張立証のポイントとなるべき事実は、上記と同様と言ってよい。

○ 約束手形金の請求について、振出人が、同人名下の印影と同じ刻印の印章を紛失した事実、その頃同手形の受取人となっている者が同業者として振出人方事務所に出入りしていたこと、同人が振出人の詰問に対し謝罪していたこと等を認め、押印の真正の推定を用い

*106 何を「特段の事情（推定を破る事情）」としてとらえ、どこまで証明することを要すると考えるべきかは、困難な問題である。「本人の印章であれば、本人がその意思に基づいて押捺したものであろう」という経験則が働くか否かということとの関係では、印章の支配に関する事実が重要であり、その支配の在り方によって状況は大きく異なるから、いわゆる盗用型と冒用型とに分類して検討することは、意義のある重要な視点である。しかしそれ以上に、「盗用」「冒用」に該当する事実だけを特に「特段の事情（推定を破る事情）」として取り出し、これらの事実についての所要の証明の程度や「盗用」それ自体の証明を要するのか、その「可能性」の立証で足りるのかといった議論に深入りすることは、必ずしも事案の解決に資するものではないように思われる。

推定を破る事情の立証の考え方については、前記6(1)でも述べたとおりであるが、推定を破る事情のとらえ方も含めて、最終的には、全体的な総合判断として、推定事実（本人の意思に基づく押印、ひいては文書全体の成立の真正）に合理的な疑いを生じると言えるか否かという以外ないというべきではなからうか。

*107 信濃「印影と推定」21頁

る余地は全くないとした事例

大阪高判昭和40・12・15金法434号8頁^{*108}

【事案の概要】

X（原告、被控訴人、所持人）が、Y（被告、控訴人、振出人）に対し、A（受取人）から裏書譲渡を受けて所持する約束手形金の支払を求めた事案。

Yは、Aによる印章の盗用を主張して争った。

【裁判所の判断】

Yは従前本件手形のY名下の印影と同じ刻印の印章を所持しており、印箱に入れてY方の事務所に置いて日常の用に供していたが、昭和34年頃にそれが紛失したこと、その頃同業者で本件約束手形の受取人となっているAが度々Y方に入出入りしていたこと、YはXから本件手形金の請求を受けたが振出の覚えがなかったもので、Aに詰問したところ、同人はYに対して謝罪し何とか自分の手で解決すると弁明していたことなどの事実を認めることができるのであって、これらの事実からすれば前記Y名下の印影はAがYの印章を勝手に押捺したものではないかとの疑いをいれる十分な理由があるので、かかる事情の下では上叙の如き推定を用いる余地は全くないものといわねばならない。

【ポイントとなる事実】

- 1 印章の紛失
- 2 上記紛失当時の盗用者（手形受取人）の入手可能性
- 3 上記第三者の事後の言動（盗用を自認する発言）

これに対し、同様の事例（小切手金請求事件）で、印章の保管状況が嚴重であったこと等に基づき、推定は破られないとした裁判例がある。

- 小切手金請求について、振出人が小切手帳や社判の盗取・盗捺を主張したのに対し、上記社判等は責任をもって保管されており、盗捺等の機会があったとは考え難いとして、押印の真正を推定した事例

東京地判昭和56・10・23判タ456号152頁

【事案の概要】

X（原告、所持人）が、Y（被告、振出人）に対し、小切手金の支払を求めた事案。

Yは印章の盗用を主張して争った。

【裁判所の判断】

Y会社においては小切手の振出をすべてY代表者自らが行っているところ、Y代表者は本件小切手を作成した覚えがなく、本件小切手の金額欄及び振出日欄の記載もY会社に備え付けられているチェックライター及び日付印によってなされたものでもないというのであり、Y代表者は所轄警察署に本件小切手の盗難届を提出していることも認められる。しかし、Y代表者の供述によるとY会社では小切手帳及び社判や代表者印をY代表者が責任をもって保管していて、小切手が盗まれたり社判や代表者印が盗捺されるという機会があったとは容易に考えがたく、かつ、小切手帳の控えに関するY代表者の供述は支離滅裂で到底措信するに足りない。

【反証不奏功のポイント】

- 1 印章の保管状況（盗用の可能性小）
- 2 Y供述の信用性
- 3 事後の発言等（Y代表者が小切手の決済について、善処する旨の発言をしたこと）

<同居者による冒用>

盗用型に分類し得る一つの典型的パターンとして、親族その他の者

*108 後藤（正）345頁、坂原「検真と推定（三）」64頁。

が本人と同居し、その印章を自由に使用できる状況がある場合が挙げられる。実際の訴訟で問題となるのは、圧倒的に保証契約の類型が多い。同居者と名義人との人的関係が近ければ近いほど、本人の印章に対する支配が破られる可能性は高くなるものの、他方で、本人が事情を知る可能性も高くなり、冒用の反証も困難になる（判断も難しい）といえる。契約（文書作成）に至る経緯や契約書等の文書作成時前後の状況、各人の立場等を慎重に吟味する必要がある。従前に同様の契約（文書作成）を繰り返していたような事情は、今回についても本人が事情を知った上で同様の行為を繰り返したことを推認させる場合もあるし、他方、借金の後始末等がかさみ、本人がさらに同様の行為に及ぶことが不合理である場合もあり得る。

単なる弁解にすぎない場合も少なくない一方、現実の冒用事例が相当程度存在することも事実と考えられ、両者を見極めるには、極めて慎重な検討を要すると言わなければならない。ここでも、前項（印章の紛失、盗難、盗用の場合）で述べたと同様、本人にとっての文書の記載内容の合理性・不合理性といった実質的な事情の判断が重要な意味を有するというべきである。

- 印章が同居中の他の者が自由に使用できる状況にあったことのほか、契約書の記載内容自体やその作成の必要性についての疑問点等、名義人作成の文書であることが疑わしい事情に照らして、押印の真正の推定を破った事例

最判昭和45・9・8集民100号415頁

【事案の概要】

X（原告、上告人）及びY（被告、被上告人）らはいずれも本件土地の元所有者であるAの相続人であり、Xが、Aの生前に同人から本件土地の贈与を受けた等として、Yらに対し、所有権の確認及び贈与を原因とする所有権移転登記手続を求めた事案。

Xは、上記贈与を証するものとして、贈与証書と題する書面

（A名下の印影がAの印章により顕出されたものであることは争いがない。）を提出したが、Yらは、その成立を争った。

【裁判所の判断】

贈与証書と題する書面のA名下の印影が、同人の印章により顕出されたものであることは、当事者間に争いが無いが、このような場合には、反証のない限り、その印影が本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定すべきであり、その結果旧民訴法326条により文書全体の真正な成立が法律上推定を受けることは、当裁判所の判例とするところである。

しかし、右印影顕出の真正についての推定は、事実上の推定にとどまるから、原判決が引用する第1審判決が、上告人がAと同居中でAの印章を自由に使用できる状況にあったとの事実を認定した上、前記贈与証書の記載内容自体についての疑点、作成の必要性の首肯し難いこと等、A作成の文書であることが疑わしい事情を経験則上判断し、これとあいまって前示Aの印章顕出の推定を破り、その真正を否定したことは、原審の自由心証に属するものとして許されるところである。右認定は、当裁判所としても是認し得る。

【ポイントとなる事実】

- 1 名義人と冒用者が同居中で、名義人の印章を自由に使用することができる状況にあったこと
- 2 文書の内容、作成経緯（作成の必要性）の不自然さ

イ 印章を他人に預託していた場合

推定を破る事情の第二として、文書の名義人が第三者に印章を預けていたところ、当該第三者が勝手にこれを使用した場合が挙げられる。

ただし、前記のとおり、重要な印章を第三者に預けるには、それなりの目的がある（特定の目的に使用するための交付又は一定範囲の使用権限を付与しての預託）のが通常であるから、押印が名義人本人の

意思に基づくとの推定を破るためには、第三者に印章を預託していた事実（印章についての物理的支配の欠缺）のみでは足りず、基本的に、印章が上記目的外に使用されたこと（預託の趣旨が当該書証作成以外の目的であったこと）を立証する必要があることになる^{*109}。

具体的には、印章の預託に至った経緯、預託後の印章の使用状況、当該文書の作成状況、これらに関する当事者らの供述等の客観的事実との整合性（文書の体裁や、添付の印鑑証明書の日付、他目的として主張された用件の存否ほか）、文書の内容や体裁の不自然さ等を総合して判断することになる。

*109 森「推定と動揺」33頁。なお、坂原「検真と推定（三）」78頁は、冒用型についても、間接反証事実は「他目的預託の事実」に限らず、事案によっては「他目的預託の可能性」と他の間接事実の存在によって推定が動揺する場合がないとは言えないと思うとしている。文書の内容等の不自然さが強い場合等は、その典型であろう。

また、信濃「印影と推定」22頁は、冒用型を、預託の趣旨の広狭（特定の目的に使用するための交付又は一定範囲の使用権限を付与しての預託）によって、委託背反型と保管者冒用型とに分類して考察している。預託を受けた者に一定の使用権限が付与されている場合（保管者冒用型）には、使用の都度目的を限って交付される場合（委託背反型）と異なり、その使用は原則として与えられた権限の範囲内にあるとみてよいのではないかとの問題意識に立って、この場合には、まさに当該文書における使用が委託の趣旨に反する事実を間接反証として立証すべきであるとし、他方、委託背反型の場合には、他目的による交付の主張を超えて、右目的外の使用が委託の趣旨の範囲内にあるか否か不明となった場合には、これが委託の趣旨の範囲外であることは、間接反証を覆す事実として挙証者側で立証すべきであるとしている。

推定を破る事情の立証の考え方については、前記6(1)を参照されたいが、要は、総合的な判断として、端的に推定事実（本人の意思に基づく押印、ひいては文書全体の成立の真正）に合理的な疑いを生じる程度の立証があれば、推定は破れると言う以外ないであろう。

なお、この類型は、いわゆる署名代理形式によって文書が作成される場合と重なることが多いから、これに係る問題についても参照されたい^{*110}。

- 他の者に預託されていた会社印・代表者印による印影について、預託の経緯、これを使用した手形振出時の状況、手形の外形（ナンバーや刻印がないこと）等の事実を照らし、押印の真正の推定を破った事例

最判昭和47・10・12金法668号38頁

【事案の概要】

X（原告、上诉人、所持人）のY（被告、被上诉人、振出人）に対する手形金請求事件。Yが、Aに資金繰り等の援助を受けるようになったことに関連して、会社印と代表者印をAに預託していたところ、Aがこれを用いて、X宛てに、Y名義で約束手形を振り出した事案である。

原審は、手形の振出はYの意思に基づくものとは認められない等として、Xの請求を棄却した。

【裁判所の判断】

約束手形のY及び同社代表者の各印影が、それぞれYの会社印及び代表者印により顕出されたものであることは、当事者間に争いが無いが、このような場合には、反証のない限り、その印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定すべきであって、その結果、旧民訴法326条により、文書全体が真正に成立したものと法律上の推定を受ける。

しかし、印影が本人の意思に基づいて顕出された旨の推定は、

*110 前記第4の2(2)イ。また、このほか当該文書が処分証書である場合は、実体法上の代理権の存否の問題と表裏の関係にあることになるほか、表見代理の成否との関係も問題となり得る。

事実上の推定にとどまるから、Yがその会社印及び代表者印をAに預託するに至った経緯、右預託後、Yにおいて預託した印章を使用して手形等を振り出す際の状況、並びに約束手形の各記載にナンバーや刻印などのない事実を認定した上、これとあいまって、Yの会社印及び代表社印の顕出に関する推定を破り、その真正の成立を否定したことは、原審の自由心証に属するものとして許されるところである。右認定は、当裁判所としても是認することができる。

【ポイントとなる事実】

- 1 印章預託の経緯
- 2 預託後の使用状況
- 3 文書の記載等の不自然さ

○ 参考

使用目的を確認せずに印を預託し、これが冒用された旨の原審の認定について、取引関係者が印章を他人に預託する場合には、少なくとも主観的にはその使用目的を意識した上でされることが経験則上取引の通例であるとして、さらに交付の理由を探求することなく押印の真正を否定した原審には、審理不尽の違法があるとした事例
最判昭和48・6・26判時735号5頁

【事案の概要】

X（原告、上告人、受取人）のY（被告、被上告人、振出人）に対する約束手形金請求事件で、約束手形の真正が争われた事案。

原審は、Yが使用目的を確認しないで、受取人Xの長男Aに印章を交付し、Aが冒捺したものであると認定して、振出の真正を否定した。

【裁判所の判断】

取引関係者がその印章を他人に交付する場合には、その相手方に対し印章の使用目的を確認しないまでも、少なくとも主観的にはその使用目的を意識した上でされることが、経験法則上取引の通例である。したがって、原判決が、Yが使用目的を確認しないでその印章をAに交付した事実を認定したのみで、Yの右印章交付の理由を探求することなく、同人が本件手形を振り出したと推認することはできないとしたことは、経験法則に違背し、審理不尽の違法がある。

ウ 文書の内容や外形、作成されていること自体等が不自然不合理である場合等

上記のいずれの類型にも属さない場合でも、文書の内容自体が不合理であったり、その外形が不自然、その存在が客観的状況と整合しない、挙証者の対応（書証の提出時期等）の不自然さ等が認められる場合には、押印の真正の推定が覆ることがある。

より具体的には、文書の内容が不当に名義人に不利である等不合理であること、その当時の状況に照らし、名義人がそのような文書を作成することが不自然不合理であること、文書の記載内容からみて作成日付が不自然であること、文書の体裁（用紙、記載の体裁、印影の位置、内容と使用された印章の不釣り合い等）の不自然さ、貼付されている印紙の発行年度との齟齬等偽造を疑わせるような事実（客観的事実との齟齬）、訴訟における当該文書の提出時期等の挙証者の態度、関係者の供述の信用性等様々な要素が挙げられる。

○ 妻の借入債務の連帯保証人欄に夫の印章が押捺されているものの、夫は当時出稼で自宅を離れているのが常態であったという事情がある場合、契約書作成時に夫が在宅中であったか、何らかの事情で妻に押印を指示したか否かの点について審理せず、夫の印章による印影の顕出の一事のみで契約書の成立の真正を推定することには、審理不尽の違法があるとした事例

【事案の概要】

X（原告，被上告人，貸主）が，妻の借入金債務を連帯保証したY（被告，上告人，連帯保証人）に対し，保証債務の履行を求めた事案。

原審は，連帯保証人欄のY名下の印影がYの印章によるものであることは争いが無いから，署名部分の真正が事実上推定されるとして，Xの請求を認容した。

【裁判所の判断】

本件では，契約書等の連帯保証人欄記載のY名下の印影が，Yの印章によって顕出されたものであることは争いが無いから，反証の有無が争点となるところ，Yは，本件各契約書等が作成された頃は，原則として，一年を通じて関東方面に出稼ぎをしており，自宅を離れているのが常態であったというのであるから，Y名下の印影が同人の意思に基づいて顕出された真正なものとすべき事実上の推定が破られたと考えるのが自然である。もしこれを否定して，その印影の顕出が上告人の意思に基づくものとするには，第一次的には，契約書等作成の時点（直前の時点をも含むというべきであろう）において，同人が現在在宅していたとの事実を確定する必要がある。

もとよりYとしては，自ら捺印しなくとも，留守を預かる妻に指示して捺印させることも可能であろうが，一年を通じて出稼ぎをしているYの生活状況に比して本件貸借（保証）の金額が相当の高額に上ることのほか，Yは従前からXとの取引にかかわったことがなく，またXから保証意思の確認を求められたことがないこと等からすれば，Yが留守宅の妻に指示して捺印させるというのは，本件事実関係の下においては，極めて例外的な事情の存する場合に限られるものと言わなければならない。

しかるに，原判決の認定説示には，そのような事情について何ら言及するところがない（なお，原判決の説示に現れる，①Yが，X担当者から，妻の連帯保証人になっている旨及びその時点での債務残高について説明された際に，責任を否定する発言をしなかったことは，Yが保証人としての責任を認めたというのではなく，②妻の他銀行からの借入に際し，Yの実印が押捺された契約書が作成され，同様に実印の押捺された連帯保証に関する確認書が郵送により貸付元に返送されていることについても，当該時点においてYが在宅していたこと又は妻への指示が認められない以上は，特段の意味を持ち得ず，そもそも他銀行宛の書面であるから，本件の結論を左右し得るものではない。）。これらの諸事情について何ら審理することなく，Yの印章による印影の顕出の一事のみによって，その成立の真正が事実上推定されるとし，これによって本件契約書等の成立の真否について旧民訴法326条の適用を肯定したのは，同条の解釈・適用を誤り，審理不尽の違法がある。

- 金銭借用証書が控訴審に至って初めて提出され，それ以前は証書の存在に言及されておらず，かえって挙証者において口頭の契約であったと述べていたこと等にかんがみると，上記借用証書の真否を疑うべき事情が存在するとして，これらの点について反証の機会を与えなかった原審に審理不尽の違法があるとした事例

最判昭和45・10・30集民101号313頁

【事案の概要】

X（原告，被上告人，貸主）は，Y（被告，上告人，借主）との間で，準消費貸借契約を締結し，同債務の不履行を停止条件とする代物弁済契約を締結したとして，同条件成就を主張して，Yに対し，土地所有権移転登記を求めた事案。

原審は，金銭借用証書のY名下の印影がYの印章によるものと認められる等として，Xの請求を認容した。

【裁判所の判断】

①金銭借用証書は、控訴審で初めて提出されたものであり、Yはその成立を否認していること（Yは筆跡鑑定を申し出たが、原審はこれを採用せず、弁論終結後にYが同証書上のY名義の署名がYの筆跡と異なる旨の鑑定書を添付した弁論再開の申立ても容れなかった。）、②借用証書提出以前には、Xは同証書の存在に言及しておらず、かえって、上記契約を口頭契約と主張・陳述していたこと、③借用証書の作成日付当時には、同証書記載の債権額は未だ確定されるはずがなく、作成日付についてのXの供述も一貫していないこと、④本借用証書が存在するにもかかわらず、停止条件付代物弁済契約に関する契約書は作成されていないこと等の事情は、本件契約の成立の認定に当たり考慮されなければならない。

このように重要な書証について、その提出の経緯及びその他の証拠との対比からその真否を疑うべき事情が存するのであるから、原審としては、その成立を争うYにも反証提出の機会を与え、審理を尽くして右の疑問点を解明した上で、その成立を判断すべきであったというべきである。

(4) 「本人の署名」(二段目の推定の前提事実)に対する反証

- （遺言書の真否の判断に関し）遺言証書を封入していた封筒の紛失の経緯や、証書の記載内容自体の不自然さを指摘した上、原判断は印影の同一についても判断していないとして、偽造とは言えないとした原判断を破棄した事例

最判昭和37・5・24集民60号819頁^{*111}

【事案の概要】

X（原告、上诉人）が、Y（被告、被上诉人）に対し、Yが兩名の父である被相続人の遺言状である旨主張する証書について、被相続人の意思に基づかない無効のものであるとして、無効確認を求めた事例である。

5名の鑑定人による鑑定結果は、偽造2対自筆3に分かれ、原審は、偽造とは言えないとした。

【裁判所の判断】

本件証書は、被相続人の死後、X及びYの従兄弟に当たる人物が発見したものであり、同証書を封入していた封筒の表面には、Yが40歳になったら渡してほしい旨の記載があった（なお、上告審は、この記載と併せ考えれば、本件証書は遺言書と解し得るとする。）ことから、上記従兄弟においてこれを7年間保管した後、Yに交付したというのである。ところが、Yにとって上記証書と封筒は重要な遺言書であるから、これを珍重して保存してしかるべきであるのに、Yはこの封筒を捨ててしまったというのであり、その浅慮さは、他に納得するに足る証明のない限り、容易に首肯し難いところである。また、上記証書等を7年間に渡り保管していた従兄弟としては、Yが40歳に達したときは早々にYに手交してしかるべきであるのに、たまたま2か月後にYが金借のため訪れるまで放置したというのであり、このことも容易に納得し難いところである。

一方、被相続人はYが四男か五男かを間違うはずはないのに、

*111 なお、本判決では印影の同一（本人の印章による印影）は主たる争点として争われていないから、本人の印章による印影に基づく二段目の推定に対する反証の事例とみることもできる。

上記証書にはこれが誤って記載されていることも理解に苦しむ。

以上の諸点から考えれば、本件証書が真に被相続人の自筆にかかるものか大いに疑問である。

また、Xは証書に押捺された印影は被相続人のものではないとして争っており、同証書の真否を判定するに必要な事実であるにもかかわらず、原審はこの点について判断していない。

原判決がこれらの点について何ら説示することなく、鑑定や証言等のみに依拠して漫然と本件証書の全文が被相続人の自筆にかかるものとの趣旨の認定をしているのは、審理不尽、理由不備の違法を有する。

【ポイントとなる事実】

- 1 証書内容の不自然さ（客観的事実と記載内容の不一致、当時の状況からみてそのようなことを書くとは思えないこと）
- 2 証書発見の経緯の不自然さ（関連供述の首尾一貫性の欠如）

(5) 二段目の推定を破る特段の事情の立証

ア 本人等の意思に基づいて署名・押印がされたこと自体は前提とした上で、二段目の推定（文書全体の成立の真正）を破る特段の事情として主張される典型的なものは、次のとおりである。

- ① 本人等が白紙に署名・押印したところ、他人がこれを悪用して文書を完成させたこと。
- ② 文書作成後の変造・改ざん

本人等が、一定の内容（本文）の記載を他人に委託した上で、署名・押印したにもかかわらず、その他人が委託された事項以外の事項を記入して文書として完成させたことや、本人等が署名・押印して完成させた文書の記載が、他人によって後日勝手に改ざんされたこと等。

イ これらの事実を推定事実（文書全体の成立の真正）に合理的な疑い

を生ぜしめる程度に証明すれば^{*112}、基礎となる経験則が働かないこととなり、推定は破れることになる。

- 委任状の交付の経緯や同一機会に交付されたとされる印鑑証明書の日付等に不自然な事情が認められるなどとして、当該委任状についての偽造の主張（署名押印以外白紙の状態で別途の目的で交付され、後に勝手に補充されたものである）を排斥した原判決を破棄した事例

最判昭和35・6・2集民42号75頁^{*113}

【事案の概要】

X（原告、被上告人）は、Y（被告、上告人）に対し、Yの息子Aの借入金債務についての連帯保証債務の履行を求めた。

Yは、X提出に係る委任状及び印鑑証明書は、別口の債務に関し、署名押印以外は白紙で第三者に交付し、完済の際に返却されなかったものであり、これが勝手に補充されて本件に利用されている旨主張して争った。

原審は、上記偽造の事実は認められないとして、Xの請求を認容した。

【裁判所の判断】

原審の判示によれば、Yは、Aの消費貸借契約上の債務を連帯保証することになり、同契約成立の日に公正証書作成のため公証人役場に赴いたというのであるが、もしそうであるとすれば、Yは同公証人役場で連帯保証を確約したわけであるから、特に委任状を作成交付する必要はないはずである。なぜこれを作成交付するに至ったのか、しかもなぜその作成日付と一致しない印鑑証明

*112 必要とされる証明の程度については、前記6(1)参照のこと。

*113 なお、本判示は、一段目の推定における反証（特段の事情の認定）についても参考になるところがあろう。

書の添付などまでしたのか、またこの印鑑証明書の日付と別件契約書の日付はなぜ一致するのか、その間の事情は明瞭を欠くにもかかわらず、原判決は全くこれに言及していない。そして、Yが白紙委任状を交付したとする第三者は、証人として、第1審では「上記印鑑証明書は委任状を受領する以前に建てた家売るについて委任するということでYから受領したものである」旨供述していたにもかかわらず、原審では、「委任状及び印鑑証明書は、本件貸付の際に、Yが持参してきたものである」旨正反対の供述をしている。これによって考えれば、両書証の作成交付の事情はますます明瞭を欠くものといわざるを得ず、まして、委任状の文面が、一体何を意味するものか必ずしも明瞭と言い難いものであるからなおさらである。これらの点について首肯するに足る事情の解明がない以上、原判示のように委任状が偽造でないものとはたやすく認定できないというべきである。

【ポイントとなる事実】

1 書証の交付経緯等に不自然な点がある（客観的事実との齟齬）

2 交付経緯に係る証言の変遷

ウ このほか、(a)本文の記載は、署名者又は押印者によるものでない、(b)署名、押印の際に本文に目を通さなかった、(c)本文は後日第三者によって記載されたものである、などとする弁解は、訴訟実務においてままたま見られる。

しかし、単に上記のような事実の主張・立証があるだけでは、上記推定は破られない（前記ア①や②のような特段の事情の主張・立証が必要となる）。

これは、本推定が、「人は文書にみだりに自分の判を押さないものである。印章を人に託する場合にも、その用途を限定して信頼のおける人に託するのが通常である。日本人にはこのように印章を大切にす

る習慣がある。この習慣に照らして考えれば、文書に本人の印章が押捺されている以上、押印の際に本文に目を通さなかったという弁解は容易に通らないし^{*114}、本文の記載自体を本人が自らしていないから

*114 一般に、自ら署名捺印した文書が訴訟において証拠とならないというのは、通常感覚からすると、極めて稀な場合であり、理論的には、この場合に、書証の成立の真正自体が覆されたとみるか、実質的証拠力の問題（民法上の意思表示の瑕疵の問題）としてみるかが問題となり得るが、後者と解するのが一般的な理解であるとされている（坂原「検真と推定（四）」70頁）。法律実務講座(4)276頁も、本文に目を通さなかったというような事情は、文書の真正に関する条件となるものではなく、当該文書に記載された意思表示の効力ないしその記載の実質的証拠力に影響するにすぎないとする。

上記坂原72頁は、上記を実質的証拠力の問題と形式的証拠力の問題のいずれとみても、両者は実際には重なり合うところが大きく、事実認定の結果自体も変わらないから、これを区別する必要はないという考え方もあり得るが、各用語・概念について共通の理解の上に訴訟運営が成り立つ以上、これを正確に理解した上で誤解を招かないような判示を心がけるべきである旨指摘する。

なお、賀集唱「盲判を押した契約は有効か」宮川＝中野編『民事法の諸問題V』22頁以下は、このような弁解一般について、「盲判というのは、いわば、取引における異例現象である。ところが、訴訟では、異例が必ずしも異例ではないところに、私どもの悩みがある。その上、盲判をついたという主張やこれに似た争い方が、義務者の言い逃れに用いられることもしばしばある。それがまた、ノーマルとアブノーマルとを見分けることを難しくさせている。また、仮にそれが見分けられ得るとしたところで、どの程度を異例というか、その線の引き方は、事件の種類（借地借家と普通の売買）によっても異なるであろう。」とした上、同11頁以下は、苛酷な条項を含む契約に盲判を押した者の救済方法として、契約書中のある条項を知らなかったのがもっともだと思われること、言い換えると、当該事情の下ではその条項を認識する可能性がなかったことの疑いを生じさせる程度の立証に成功すると、民訴法228条の推定を破ることができる旨説いており、上記坂原76頁は、これを一般化すると、書証の成立自体を否定することも不可能ではないと思うとされている。

一般的には、この問題は、理屈上は実質的証拠力の問題であると考えるのが通常であろう。しかし、実務的には、これを実質的証拠力の問題と位置付けると、例えば処分証書の成立自体は認められる結果となり、相手方は、抗弁として錯誤等を主張し、その立証の負担を負うことになることから、一定の場合には、成立自体の問題（形式的証拠力の問題）として考えるべきであるとするものもある（本書資料編（C裁判官のインタビュー）参照）。

なお、処分証書の形式的証拠力の問題は、実は、実体法上の抗弁と表裏一体であることは実務上ままたま見られることである（田中豊『事実認定 第4回』50頁以下（文書の形式的証拠力の争点の位置付け）参照）。このことから、文書の形式的証拠力がいかに実質的な問題であるかが明らかであろう。

と言って、また、これが後日第三者によってなされたからとして、そのことのみで、その内容が本人の意思に基づかないということもできない」という、経験則に基づく推測の上に立つものだからである^{*115}。

特に、作成者が当該文書に署名押印しているにもかかわらず、その一部分の記載を争う場合については、当該部分のみの真正を安易に否定してはならないのであって、これを争う側において、当該部分の記載が自分の知らない間に第三者によって記載されたとの事実を窺わせるかなり強力な証拠を提出しない限りは、書証全体の成立を一応認めるのが経験則に合致するとされている（下記参考判例参照）^{*116}。も

っとも文書の外形上、挿入、訂正、削除等が加えられたことが明らかである場合には、訂正箇所には別途押印等があれば別論、該当部分について推定が破られる場合が多いと言い得るであろう^{*117}。これに対し、外形上訂正等が加えられた痕跡等がない場合は、挿入されたとする箇所が署名時には空欄であったのか、空欄だったとしても、本人の意思に基づいて補充されたものではないのか（補充者に補充権はなかったのか）等を検討することになるが^{*118}、文書の一体性の観点からすれば、当該部分のみについて偽造（変造）と認定するには、これを窺わせるかなり強力な証拠が必要というべきであろう^{*119}。

なお、契約書等には、後日の訂正、加筆等を予定していわゆる捨印が押されることがある。これをもって、上記訂正箇所に訂正印が押捺されている場合と同様に考えることができるか（捨印の押捺が後日の変更についてその成立を推定させるか）が問題となり得るが、捨印を押捺する者の意思は、あくまで軽微な訂正や他の記載から当然に明らかであるような加筆を承諾する趣旨と考えられるから、これを超えて、合意内容を実質的に変更したり、新たな合意をしたりすることについては承諾は及ばない（このような内容の加除訂正については、訂正印がある場合と同視することはできない）といえよう^{*120}。

*115 後藤（正）252頁以下は、後記最判昭和38・7・30について、「人は、通常自己の権利義務に直接関係するような書面で、内容の簡単なものに署名するような場合には、その内容を読み、かつ、これを理解した上で、右書面に署名捺印するものであるというのが経験則であろう。実際の訴訟では、書面を全く読まずに署名捺印をしたとか、その内容を十分に理解せず、自分の都合のように思い込んで署名捺印をしたという主張がしばしばなされるが、右のような主張が果たして真実であるか否かは、右書面の内容（複雑難解なものかどうか）、右書面に署名捺印をした者の教育程度、その社会環境、署名捺印をしたときの事情、等々によって慎重に判断されるべきである。概していえば、保険契約書、預金証書、自動車の割賦販売契約書等のように、契約条項がこと細かに不動文字で印刷されているような書面は格別、そうでない簡単な書面については、知能、精神に異常のない通常人が当該書面の内容も理解せずに署名捺印をしたというようなことは、一般的には認められず、余程特段の事情がある場合には、極めて例外的に認められるにすぎないとみるべきであろう。いったん、書面に署名捺印をした以上は、その書面に記載通りに権利を取得し、義務を負担するものとするのが、我が国における日常生活上の常識的な結論に合致するのみならず、世間一般の納得も得られるであろう。」とする。

*116 法律実務講座(4)267頁、坂原「検真と推定（三）」69頁以下、後藤（正）179頁。ただし、いかなる事実をいかなる位置付けで主張し、どの程度立証すれば、推定が破られることになるかについては様々な見解がある。前記6(1)参照。

*117 前注82（法律実務講座(4)276頁注③④）参照。坂原「検真と推定（三）」68頁。

*118 これが成立の真正（形式的証拠力）の問題として扱われるべき問題なのか、実質的証拠力の問題であるのかは、実体法との関係も絡み、区別は必ずしも容易ではないし（坂原「検真と推定（三）」69頁）、当該事案や当事者の争い方に左右されるところも大きい。審理に当たる裁判所としては、どのレベルの問題として議論されているかに留意しながら、当該事案に即した争点整理を心がけるべきであろう。

*119 坂原「検真と推定（三）」69頁、後藤（正）180頁

*120 坂原「検真と推定（三）」72頁以下

- 汽車の時間に迫られて急いでいたという事情があったとしても、契約書を一読して記載内容全部を理解できなかったとは考えられず、これに署名押印した者が同書面の但書記載部分を十分了解しないでこれに署名押印した旨の判断は経験則に違反するとされた事例
最判昭和38・7・30集民67号141頁^{*121}

【事案の概要】

Y（被告，被上告人，賃借人）は，X（原告，上告人，貸貸人）との土地建物賃貸借契約について，期間満了後の一定期間賃貸借契約を延長する旨の契約書に署名した。同契約書には，延長期間満了後はいかなる事情が発生しようとも異議なく賃借物件を明け渡す旨の但書（期限付合意解約）が記載されていた。

延長期間満了後，XがYに明渡しを求めたところ，Yは，但書を了解していなかったとして争った。

原審は，Yは，汽車の時間に迫られて急いでいたため，但書部分を十分了解せず署名押印した旨認定して，Xの請求を棄却した。

【裁判所の判断】

汽車の時間に迫られて急いでいたという事情があったとしても，契約書を一読して記載内容全部を理解できなかったとは到底考えられない。Yが同書面の但書記載部分を十分了解しないでこれに署名捺印した旨の原審判断は経験則に違反する（破棄差戻し）。

- 債務者の捺印のある金銭消費貸借契約書に，債権者が後日遅延損害金の利率（年3割）を補充した場合に，遅延損害金の利率についての合意の成立が否定された事例

最判昭和53・10・6金法878号26頁^{*122}

【事案の概要】

X（原告，被上告人）は，A・Y（被告，上告人）間の金銭消費貸借契約証書に，Aの連帯保証人として署名・押印し，欄外に捺印を押捺した。当時，遅延損害金の記載欄は空白であったが，Yは後に「年3割」と補充した。

【裁判所の判断】

遅延損害金についての合意の成立を否定し，利息制限法所定の年1割5分に減縮された利率によるべきであるとした原判断を維持して，概略次のとおり判示した。

債務者の捺印がある限り債権者においていかなる条項をも記入できるというのではなく，その記入を債権者に委ねたような特段の事情がない限り，債権者がこれに加入の形式で補充したからといって当然にその補充にかかる条項について当事者間に合意が成立したとみることはできない。

(6)まとめ ～文書の成立の真正・二段の推定の認定全般について

上記のとおり，二段の推定が実務上果たしている役割は誠に大きいというべきである。また，「形式的証拠力」の判断が極めて実質的かつ総合的な判断であることは，これまでに述べたところから明らかであろう。

ところが，本書資料編のインタビュー結果を見ても，本人名義の印章が捺印されていれば，ほぼそれだけで成立の真正を認定して（若しくはその心証を得て）しまい，特段の事情について実質的な審理判断が尽くされない，形式的な認定に流れがちな危うさが繰り返し指摘されている。

坂井「印影の同一と推定(1)」7頁，「印影の同一と推定(2)」4頁も，

*121 ここでは，文書の成立（形式的証拠力）の問題として取り上げているが，実質的証拠力の問題と位置付けることもできる。後記第5の2(2)イ参照。

*122 谷啓輔・判タ臨増390号110頁，関沢正彦・金法930号47頁。原審は，広島高判昭和53・1・23。

前記最判昭和39・5・12に関し、概略次のように指摘している。

「本推定は、『人は文書にみだりに自分の判を押さないものである。印章を人に託する場合にも、その用途を限定して信頼のおける人に託するのが通常である。日本人にはこのように印章を大切にすることが習慣がある。この習慣に照らして考えれば、文書に本人の印章が押捺されている以上、本人自身が押印したか、人に印章を託して押捺させたかしたものであろう』という経験則に基づく推測の上に立つものである。しかし、この推測は、余り蓋然性の高いものではない。印章盗用の事例は、我々の周囲にあまりにも多く見聞きする。眼前の事件が、この印章盗用のケースでないという保証は全くない。否むしろ、相手方が文書の成立を争うが故に訴訟になっていること自体からして、印章盗用のケースではないかとの疑いさえ生ぜしめるほどである。印章が他人によって他の目的で占有されていた事実、あるいは、他人によって容易に本人の意思に反する使用がなされ得る状態にあった事実が明らかになっただけでも、前記の推定はもう御破算になり、文書への印章の押捺が果たして名義人自身の手によって、あるいはその意思に基づいた第三者の手によって押捺されたものであるかどうかを考え直さなければならないのである。

上記判例は、法律の解釈に関する判例ではなく、一般社会における経験法則の存否に関する判例であり、その趣旨は、印影の成立の真正について、上に説明した程度の蓋然性をいう以外のものではない。したがって、上記判例を過大に受け取られては困る。この判例にいう印影の成立の推定に関する経験則は、一般に受け取られているほど強力なものではない。」

この指摘自体は、主として、「上記判例を善解した裁判所が、自由な心証により自由な事実認定を行うであろうのに対し、訴訟代理人の予測がこれと異なったところにあるとすれば、チグハグした法廷になりはしないかとの懸念」に基づいてなされたもののようである。しかし、審理

判断に当たる裁判所自身、再度改めてその趣旨を確認し、不当に形式的な判断に流れないように、これに当たることが肝要であろう。

書証の形式的証拠力の判断においては、印章の支配に直結した事情の検討に加え、関係者の人間関係や利害関係、従前の経過等に照らした文書の合理性、さらには事後の関係者の言動等の検討が重要であること、すなわち、事案の本質に即し、より広い視野に立った実質的、総合的な判断が極めて重要であることを、ここで改めて強調しておきたい。

7 文書の成立の真正の認定（その3）～文書の成立についての相手方の認否及び自白の拘束力

(1) 文書の成立についての相手方の認否

ア 認否の意味

前述のとおり、文書を書証として認定の基礎に供するためには、その成立が真正であること（形式的証拠力）を証明しなければならない（民訴法228条1項）が、相手方がこれを争わない場合には、これを積極的に立証する必要はない。

したがって、文書の成立についての立証の要否を判断するためには、この点についての相手方の主張を明らかにしておくことが必要となる。そのような意味で、本稿でも簡単に、文書の成立についての認否とその効果について触れておくこととする。

実務上、かつてはすべての書証について逐一認否をとるのが通常であったが、実際に文書の成立が問題となるのは、相手方が積極的に文書の成立を争う場合のほか、争点たる法律行為に関する処分証書等、争点との関係で重要な意味を有する文書についてである（このような文書では、成立が争点となるか否か自体が、訴訟の様相を大きく左右する。）。そこで、争点中心型の審理を念頭においた民事訴訟の運営改善の試みの中で、このような重要な書証を中心に相手方の認否をとる